

伊達市行財政改革大綱

平成 1 9 年 1 1 月

伊達市行財政改革大綱 目次

はじめに	1
行財政改革の基本方針	1
1 基本方針	1
2 計画期間	2
3 推進体制	2
重点項目	3
1 健全な財政の確保の課題と改善の方向	3
（1）財政計画に基づく財政運営	3
（2）財源の確保と経費の節減	4
（3）公営企業の見直し	5
（4）第三セクター等の見直し	5
2 効果的、効率的な自治体経営の課題と改善の方向	5
（1）組織の見直し	6
（2）定員管理・給与の適正化	6
（3）職員の意識改革と人材育成の推進	7
（4）行政評価システムの構築と活用	7
（5）民間委託等の推進	8
3 開かれた行政の推進と市民協働による行政運営の課題と改善の方向	9
（1）情報の提供・公開の推進	9
（2）市民協働推進体制の整備	9
（3）市民参画の推進	10
参考 用語解説	11

はじめに

地方分権や急速な少子高齢社会など社会経済情勢の変化の中、地方自治体は大きな変革の時期を迎えています。

合併それ自体が大きな行政改革であるとして、スケールメリット¹を生かした効率的な行政システムへの転換を目指し、平成18年1月に伊達町、梁川町、保原町、霊山町及び月舘町が合併し、伊達市が誕生しました。

しかしながら、三位一体の改革²に伴う地方交付税や補助金の削減、地域経済情勢の低迷による市税の減収により、恒常的な財源不足が生じています。また、集中改革プラン³の策定を合併後に先延ばししたため、歳出の削減や合併後に調整をすることとされた事務事業の見直しが遅れている現状においては、将来にわたり持続可能な行財政運営の確立を図ることが困難になることも懸念されています。

このようなことから、市町村合併に至った財政状況を再度検証し、合併の意義や背景、自治体としての責務を踏まえ、新たな行政組織としての組織機構の見直しや歳出の削減に取り組むとともに、市民の負託に応える行財政基盤を確立し、効果的な行政システムへの転換を図るため、積極的に行財政改革に取り組んでいかななくてはなりません。

行財政改革の基本方針

1. 分権型社会システムへの転換が求められる今日、地方自治体においては、少子高齢化の進行、住民ニーズの高度化・多様化などの社会経済情勢の変化に対し適切に対応することが求められています。

このため、合併で行財政規模は大きくなったものの厳しい財政状況が続く本市において、合併によるメリットを最大限に発揮し、簡素で効率的な組織を構築することにより、行政コストの削減、財政の健全化を推進するとともに、多様化・専門化する住民の行政へのニーズに対し、広域的かつ専門的で高度な行政サービスを提供し、市民と行政との協働により新しい「伊達市」を実現していくため、行財政改革大綱（以下「大綱」という。）を策定します。

協働の自立したまちづくり

(1) 健全な財政の確保

三位一体の改革や少子高齢化、人口減少などを背景に、大変厳しい財政状況が見込まれる中、自主財源⁴の確保と経費の節減に努めなければなりません。また、合併に係る財政支援措置が終了する平成28年度以降の財政運営を見通した長期財政計画を策定します。

(2) 効果的、効率的な自治体経営

限られた財源で、行政として取り組まなければならない政策・課題等に対応した効果的、効率的な自治体経営を市民と共に実現していきます。

伊達市第1次総合計画策定⁵とともに導入される行政評価システム⁶により、施策の目的と成果を把握し、効果的、効率的な行政運営を行います。

また、職員一人ひとりが問題意識を持ち、行政課題や行政ニーズに的確かつ柔軟に対応できる能力の開発に努めるとともに、経費の節減や事務の効率化等に職員一丸となって積極的に取り組みます。

(3) 開かれた行政の推進と市民協働による行政運営

行政側から市民に情報を積極的に公開・提供し、市民も積極的に意見や提案をしていくことで、互いの距離を縮め、市民と行政が対等な立場で役割分担や協力関係を見直し、共に考え、共に協力し合いながら、成果と責任を共有しあう「協働のまちづくり」を進めます。

2．計画期間

計画期間は平成19年度から平成23年度までの5年間とし、大綱と併せて数値目標を盛り込んだ行財政改革実施計画を策定します。

3．推進体制

(1) 庁内に市長を本部長とする「行財政改革推進本部」を置き、全庁体制で取り組みを進めます。

(2) 広く市民に意見を求めるため「行財政改革推進委員会」を設置し、行財政改革についての提言をいただくとともに進捗状況を市民に公表します。

(3) 行財政改革の取組状況については、広報「だて」や市ホームページ等で市民に公表します。

重点項目

1. 健全な財政の確保の課題と改善の方向

○現状及び課題

合併から1年半余経過しましたが、この間、新市建設計画に沿って、合併特例債⁷事業の展開と事務事業の調整を行いながら行財政を運営してきました。

本市の財政は、歳入面において市税等の自主財源が著しく乏しく、依存財源⁸に頼る財政構造にあり、特に地方交付税は国の三位一体の改革に伴い毎年落込みが急であり今後も減少していくものと予想され、一方、これに代わる地方への税源移譲は未だ見通せない状況にあります。また、団塊の世代の大量退職や本格的な少子高齢社会の到来により市民税の減少が見込まれ、歳出については、医療給付や介護費用などが大幅に増加することが予想されます。

このような状況の中、現行の事務事業、行政水準で推移すれば毎年財源不足が発生する見込みであり、新規事業への取り組みができないばかりでなく、現行の行政サービスの維持さえも困難な状況が生じることとなります。

平成18年度決算指標も厳しい数値となっており、財政構造の柔軟さを示す経常収支比率⁹は91.9%であり、その他の指標も危険エリアから準警戒エリアに入っています。

○改善の方向

地方交付税の減少等による財源不足が見込まれ、厳しい財政状況が続く本市において、将来にわたり持続可能な行財政運営を図るために、財源不足の解消に向けて歳入の確保に努めるとともに、事務事業の見直し、内部経費の削減、補助金の見直し、公営企業等の見直しなどにより、歳出の抑制を徹底し、財政の健全化に取り組みます。

(1) 財政計画に基づく財政運営

○現状及び課題

合併前に策定した新市建設計画に基づき本市の財政運営を行っていますが、合併から1年半余経過した現在、中・長期財政計画は未策定となっています。

「地方公共団体健全化法」¹⁰の施行により、平成20年度決算から健全化判断指標に基づき「健全団体」「早期健全化団体」「再生団体」に振分けが行われることとなっており、その指標は平成19年中に示される見込みであり、財政の健全化がより一層求められています。

○改善の方向

早期に財政健全化基本方針を定め、経済の低迷、少子高齢化や人口の減少などに対応する財政健全化計画¹¹を策定し、計画的な予算執行を行うとともに、財政指標の目標値を示し、バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書¹²を作成し財政分析を行うなど、健全な財政運営に努

めます。

また、合併に係る財政支援措置が終了する平成28年度以降を見通した長期財政計画を策定します。

（２）財源の確保と経費の節減

○現状及び課題

歳入面においては、市税等の自主財源に乏しく依存財源に頼る財政構造にあり、特に地方交付税は国の三位一体の改革に伴い毎年落込みが急であり、今後も減少していくものと予想されます。

歳出面においては、合併協議及び合併後の調整により予算措置をしています。『負担は低く、受益は高く』設定されているものも多く、新市建設計画の財政計画との乖離が大きくなっています。

また、各種団体などに対する補助金等については、合併協議の中で一部見直しが行われ、さらに合併後の調整により補助基準等が見直されたものもありますが、旧町から引き続き継続している事業も多くあります。

○改善の方向

歳入については、負担の公平性や自主財源を確保するため、納税意識の高揚や収納部門の強化などにより、徴収率の向上を図ります。

分担金、負担金、使用料及び手数料などについては、負担公平の原則や受益者負担の原則を基本に見直しを行います。

また、公有財産の処分や、ホームページなどに広告を掲載するなど、新たな財源の確保に向けて取り組みます。

歳出のうち、内部経費については、施設の維持管理経費、委託料の見直し、消耗品、光熱水費等の節減を図り、経常経費の削減に努めます。

投資的経費については、今後の歳入の状況をみると、歳出の削減、組織のスリム化を図ったとしても、事業を大きく抑制しなければ合併に係る財政支援措置が終了する平成28年度以降の収支均衡が保てない状況であり、行政評価システムに基づく事務事業の優先度評価、事前評価による見直しを行い、経費の抑制を図ります。

また、公債費の縮減に努め、特別会計への繰出金の適正化を図ります。

補助金については、早期に「補助金の整理合理化に関する基本方針」を定め、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について再検討を行い、廃止・縮小を含む整理統合等を進めます。

なお、新規に補助金等を交付する場合には、交付の目的の明確化、交付の基準の適正化・公正化、交付の終期を設定するなどして、交付金額の抑制に努めます。

（３）公営企業の見直し

○現状及び課題

当市における地方公営企業法の適用を受ける公営企業は、水道事業、病院事業及び訪問看護事業の３つがあり、一般会計から多額の補助金を支出しています。また、非適用では簡易水道事業、下水道事業等があります。これらの事業については、普通会計に準じて事務事業の見直し等を行い、改革に取り組みます。

○改善の方向

法適用、非適用の各公営企業は、事業の一層の自立性と財政の健全化が求められています。それぞれの事業においては、経営環境や社会経済情勢の変化を適切にとらえ、より一層の経営の健全化に取り組みます。

また、病院事業については、介護保険法の改正により、介護療養病床が廃止されるため、事業の抜本的な見直しが必要であり、一時借入金の早期解消に努めます。

なお、公営企業の定員管理・給与の適正化については、全体の定員管理の中で計画していきます。

（４）第三セクター¹³等の見直し

○現状及び課題

当市には、株式会社保原振興公社¹⁴があり、商品の安定供給、販路拡大が課題となっており厳しい運営状況にあります。

また、福島地方土地開発公社¹⁵は、公共用地・公用地等の取得、造成、管理、処分を行っています。本市分の多額の長期借入金は、その返済が長期にわたり財政負担となっています。

○改善の方向

保原振興公社については、経営の健全化を図りながら、経営のあり方を検討します。

また、福島地方土地開発公社の債務等経営内容を把握し、早期の債務解消に努めます。

２．効果的・効率的な自治体経営の課題と改善の方向

○現状及び課題

地方分権時代を迎え、これからの自治体は、高い自主性と自立性が求められ、この実現には、市民の活力や創意工夫を存分に生かした、魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。一方、少子高齢化の社会状況は、新たな課題を生み出し、従来の発想にとらわれない、柔軟できめ細かな公共サービスの提供

も求められています。

本市は、自治体を取り巻く環境が厳しさを増す中で、地方分権社会の受け皿として、多様化する住民の行政ニーズや少子高齢社会に対応するため、将来の行政のあり方を模索する中で、時代の先を見越して市町村合併を選択しました。

○改善の方向

合併で行財政規模は大きくなったものの厳しい財政状況が続く本市において、合併によるメリットを最大限に発揮し、簡素で効率的な組織を構築するため、行政評価システムを活用した施策評価、事務事業評価により、限られた財源を効果的、効率的に配分し、財政健全化を推進するとともに、多様化・専門化する行政ニーズに広域的かつ専門的で高度な行政サービスを適正に提供できる体制を整えます。

職員間で情報を共有し問題意識を持ち、行政ニーズに適正に対応する能力の開発と、的確かつ柔軟に対応できる組織機構の編成に積極的に取り組みます。

（１）組織の見直し

○現状及び課題

平成18年1月の合併時は、本庁舎と分庁舎、5総合支所体制でスタートし、平成19年4月には機構改革を行い、総合支所の水道事業所を本庁水道部に統合し、子育て支援部を創設するなど、組織のスリム化と行政ニーズに対応する組織の編成を行いました。平成20年4月以降も引き続き職員数の減少が見込まれますが、行政サービスと職員数は相関の関係にあることから、これに対応する組織の見直しが必要になります。

○改善の方向

社会経済情勢の変化による行政ニーズに対応するため、効果的で効率的な組織のあり方を検証し、組織のスリム化・効率化に努めます。また、行政サービスを高度化し水準の維持を図るため、行政課題や行政ニーズに的確かつ柔軟に対応できる機能性を重視した組織機構の編成に努めます。

（２）定員管理・給与の適正化

定員管理の適正化

○現状及び課題

新市建設計画では、将来における厳しい財政状況が想定されることと、合併により重複する管理部門やサービスの統合により職員の削減が可能となることから、行政職員の退職者に対する補充率を2分の1に抑制し、15年間で約150人の削減を見込んでいます。

しかし、財政状況が大変厳しい状況にあることから、削減の前倒しも含め、

組織の見直しと併せて検討が必要となります。

○改善の方向

定員適正化計画¹⁶に基づいて、事務事業の見直しや事務の効率化、民間委託の推進、組織の再編等を行うことにより、行政サービスの質の低下を招くことなく職員数の抑制に取り組み、定員の適正化に努めます。

給与の適正化

○現状及び課題

本市では高齢職員昇給停止等について合併時に国に準じたものにしましたが、ラスパイレス指数¹⁷は平成18年4月1日現在で100.6となっています。

また、社会経済情勢の変化に伴い、特殊勤務手当等¹⁸の必要性についても検討が必要となっています。

○改善の方向

人事院勧告¹⁹及び近隣自治体給与水準を勘案して、給与の見直し等を行い、適正化に努めます。

また、特殊勤務手当等についても合併時に調整済ですが、再度総点検を行い制度の趣旨に合致しないものについては縮小・廃止を行います。

（３）職員の意識改革と人材育成の推進

○現状及び課題

合併以前は、それぞれの町で行財政改革に取り組んでいましたが、合併直後の事務量の増大等から、事務事業の見直し、市職員の一体感の醸成、市全体の問題などを意識する機会が少なくなっています。

○改善の方向

組織の担い手である職員一人ひとりが問題意識を持ち、情報を共有しながら、常に事業効果とコスト意識をもって、行政課題や行政ニーズに的確かつ柔軟に対応する能力の開発に取り組みます。

また、職員の政策形成能力の向上に向けて、改善提案制度の創設、自主研修グループの育成・支援等を行います。

職員人材育成方針に基づいて、職員能力の開発と資質向上を図るため効果的な研修等を実施し、意欲と能力のある人材育成を目指します。

能力・実績を重視した新しい人事評価システム²⁰の導入が求められており、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に取り組みます。

（４）行政評価システムの構築と活用

○現状及び課題

事務事業は、合併協議の中で見直しされましたが、協議期間が短かったため、

合併後に調整する事業が多くあり、また、調整された事務事業でも、現下の厳しい財政状況から再度の検討調整が必要になる場合もあります。

現在策定中の伊達市第1次総合計画においては、計画・予算・評価を一体とした行政運営を行うための行政評価システムを構築中であり、事務事業評価は平成20年度稼働、平成21年度予算反映を目標として作業を進めています。システムが軌道に乗れば事務事業評価による事業の見直しが可能になりますが、平成19年度及び平成20年度については従来の手法により事務事業の見直しを図らなければなりません。

○改善の方向

少子高齢化や人口減少などを背景に厳しい財政状況が見込まれる中、複雑・多様化する住民の行政ニーズに的確に対応し、住民と行政との協働関係の確立に向けた住民起点での行政体質の改革や、わかりやすく透明性の高い行政経営を進めるため、政策体系に基づく事務事業の評価再編、整理に努めます。

また、入札制度改革、電算システムの改善・統合を検討します。

（５）民間委託等の推進

○現状及び課題

事務事業の民間委託等については、平成17年3月に国から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」により総点検を実施し、集中改革プランにおいてその計画を公表してきたところです。なお、指定管理者制度²¹は、平成19年4月1日現在4施設で導入しています。

公共施設の管理運営等については、現在直営で管理しているものを含め、全ての公の施設について、管理のあり方について検証を行い、民間委託も含め効率的な管理を推進します。

○改善の方向

事務事業の民間委託をさらに推進する観点から再点検を行い、行政サービスの向上、効率化が図られる事業については、費用対効果等を勘案し民間委託を推進します。また、委託した事務事業について評価・管理を行い、行政の責任を明確にしていきます。

また、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」による市場化テスト²²導入の検討を進めます。

公共施設について、行政としての設置の必要性、存続・廃止等、施設管理のあり方について再検討を行うとともに、引き続き直営とした施設についても、民間活力の活用により公共サービスの維持及び経費削減が見込まれる施設については、計画的に民間委託や指定管理者制度の導入を図ります。

3 . 開かれた行政の推進と市民協働による行政運営の課題と改善の方向

○現状及び課題

地方分権や少子高齢化が進む中、社会の状況は、情報化、生活様式の多様化などを背景に様々な課題を生み出し、従来の発想にとらわれない柔軟できめ細やかな公共サービスの提供を求めています。

また、多様化・複雑化する市民の行政へのニーズに的確に対応するため、市民と行政が共に考え、情報の共有化を進め、市民・市民団体・地域自治組織・企業・行政がお互いに信頼関係を築きながら、まちづくりのパートナーとして、それぞれの役割と責任を明確にしながら、市民の活力や創意を生かした市民協働参画社会の実現を目指していく必要があります。まちづくりの主役はそこに住む市民であり、積極的にまちづくりに参画していこうという機運の醸成と「自分たちのまちは自分たちがつくる」という一人ひとりの主体的な参画が求められています。このため、協働のルールを確立し、全庁的に市民との協働を推進する体制を整備し、市民参画を推進する必要があります。

市政の現状や課題を市民と共有するために、情報公開の推進と多様な広報手段を活用した、市民にわかりやすい積極的な情報提供が求められています。しかし、現実には一部地域で高度情報通信基盤が整備されていないため、情報の提供が十分でない状況もあります。

(1) 情報の提供・公開の推進

○改善の方向

市政の現状や課題を市民と共有するために、情報公開条例及び行政手続条例の適正な運用に取り組み、個人情報保護条例との整合性を考慮しながら、行政の持っている情報を公開し、行政運営における公正の確保と透明性を確保します。

また、多様な広報手段を活用した、市民にわかりやすい積極的な情報提供に努めます。広報紙では情報量に限りがあるため、情報基盤の整備を促進し、情報格差の解消に努めます。

あわせて、市民の意見等を市政に反映するために様々な広聴活動を充実させて、情報の共有化を図り、透明性の高い開かれた行政を進めます。

(2) 市民協働推進体制の整備

○改善の方向

市民協働推進体制を整備するため、平成19年4月に市民協働推進室を設置しました。今後、職員一人ひとりが現状を認識し、市民協働の考え方を身に付け、

さらに深めて、事務事業の計画・実施・評価の各段階において協働を実践できるように庁内に横断的な組織を設置し、全庁的な市民協働を推進します。

地域の抱える諸問題への対応と市民主体のまちづくりを推進するため、市民と行政との役割分担を明確にしながら市民との協働によるまちづくりを具体化し、推進するルール、市民協働のガイドラインとなる「協働のまちづくり推進指針」の策定・導入を図ります。

また、N P O ²³法人等市民活動団体への支援と連携を図るため、様々な取り組みを進めます。

福祉、生涯学習、まちづくりなど、さまざまな分野で活動するN P O法人やボランティア団体、地域の自治組織等と、それぞれの特性を生かしながら、相互の信頼関係の下に、情報と目的の共有化を図り、役割と責任を担い合い、連携・協力し、さまざまな取り組みに市民が参画する協働のまちづくりを進めます。

あわせて、男女共同参画 ²⁴の理念は協働のまちづくりの基本であることから、男性と女性があらゆる分野で対等なパートナーとして、ともに参画し責任を担い合う社会の形成に努めます。

（３）市民参画の推進

○改善の方向

市民と行政が協働したまちづくりを進めていくためには、情報公開と情報提供を進め、行政の持つ情報や考え方を積極的に市民に説明し、行政への関心を高めてもらうとともに、市民と行政の交流、理解、さらに市民参画へと展開していくことが重要であり、市民の行政に対する意見・提案などを反映するため、審議会・検討委員会などへの一般公募による委員の選出、市民ワークショップの開催など市民参画を図ります。

また、市の重要な施策に関する計画等については、案を市民に公表し、市民の意見を募集するパブリック・コメント ²⁵（意見公募）制度により、行政の意思決定過程への市民参画を推進します。

用語解説

1 スケールメリット

規模を大きくしたことで得られる効果、利益のこと。

2 三位一体の改革

国と地方の税財政に関する改革で、(1) 国から地方への補助金の削減、(2) 国税から地方税への税源移譲、(3) 地方交付税制度の見直しの3つの改革をまとめて実行すること。

3 集中改革プラン

国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、行政改革について具体的な取り組みを集中的に実施するため、平成17年度から平成21年度までの具体的な取り組みを市民にわかりやすく明示した計画をいう。本市は平成18年5月に策定している。

4 自主財源

地方公共団体が自主的に収入できる財源で、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入をいう。

5 伊達市第1次総合計画

総合計画は地方自治法第2条の規定により策定するもので、本市の新しいまちづくりを総合的かつ戦略的に推進するために、5町で合意された新市建設計画を尊重しながら、目指すべき将来像を市民にわかりやすく示す新たな計画をいう。

6 行政評価システム

市民ニーズに基づく行政サービスを効果的、効率的に提供するために、行政サービスの効果について目標を明確にし、客観的な評価を行い、その評価結果に基づいた改善を次の企画立案、実施に反映させる仕組みのこと。

7 合併特例債

市町村の合併の特例等に関する法律で定められた優遇措置で、合併後のまちづくりに必要な事業の費用調達のために有利な条件で発行できる債券をいう。元利償還金の7割を国が地方交付税で補填する。

8 依存財源

国や県により定められた額を交付される財源や借入金で、国庫支出金、県支出金、地方交付税、地方譲与税、地方債などをいう。

9 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標で、経常的な歳出の経常的な収入に対する割合をいう。この比率が高くなるほど財政が硬直化していることを示す。

10 地方公共団体健全化法

地方公共団体の財政健全化に向けた新法で、市は毎年度健全化判断比率

を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し公表することが義務付けられる。４つの健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、財政健全化計画を定めなければならない。

11 財政健全化計画

持続可能な行財政運営を図るため、歳入の確保や歳出の抑制・改革を徹底し、財政の健全化を推進するための計画をいう。

12 バランスシートほか

・ バランスシート

企業会計における貸借対照表に相当し、地方公共団体が保有する土地・建物などの資産と長期借入金などの負債及び資産形成に使われた税金などの正味資産を表したものをいう。

・ 行政コスト計算書

人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない当該年度の市民への行政サービスにどれくらいの費用（コスト）がかかり、それをどのような収入で賄ったかを表したものをいう。

・ 純資産変動計算書

行政コスト計算書に表示されない貸借対照表上の純資産の変動とその財源調達や用途を示すもので、資産の取得や処分等とこれに伴う内部構造の変動を明らかにすることができる。

・ 資金収支計算書

行政活動を資金の流れからみたもので、年度当初と年度末の資金の増減内訳を一覧表にしたものをいう。

13 第三セクター

地域開発等のために国や地方公共団体と民間企業とが共同出資して設立する事業体のこと。

14 株式会社保原振興公社

保原振興公社は、本市の出資比率が７０％で、農産物等の加工販売等を通じて、地域の振興発展を目的に第三セクター方式で設立された。

15 福島地方土地開発公社

地方自治体が１００％出資する特別法人で、公共事業用地として土地を先行取得する目的で設立された。

16 定員適正化計画

行政サービスの質を低下させることなく、効率的な行政運営を行い、定員の適正化に努めるための計画をいう。

17 ラスパイレス指数

地方公務員と国家公務員の給与水準について、国家公務員の職員構成を

基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものをいう。

18 特殊勤務手当等

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給される手当をいう。

19 人事院勧告

国の行政機関である人事院が、民間企業と国家公務員の給与水準を比較検討して、双方の給与水準の格差をなくすことを目的として、給与の改定案を作成し、内閣と国会に提出すること。

20 人事評価システム

職員の能力や業績を適正に評価し、昇給や昇任及び適材適所への人事配置に活用するために行う職員評価の仕組みをいう。

21 指定管理者制度

地方自治法の一部改正により公の施設の管理制度が改められ、従来公共団体と公共的団体に限られていた管理委託の対象が、民間法人や民間団体にも認められるようになった制度をいう。

22 市場化テスト

地方自治体の仕事の中で、民間に任せることができるものは、競争入札により民間と行政のサービスやコストの比較を行い、内容が優れている方に任せる制度のこと。

23 N P O

民間の非営利団体のことで、福祉や環境、国際協力、人権問題などの社会貢献活動や慈善活動を行う団体をいう。

24 男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うことをいう。

25 パブリック・コメント

市の重要な施策や計画などを策定していく中で、その計画などの素案を公表し、広く市民の意見や情報を求め、提出された意見等を考慮して決定していく制度をいう。また、提出された意見に対し、市の考え方を公表する。